

8月1日から 高齢受給者証が新しくなります

国民健康保険に加入されている、70歳～74歳までの方がお持ちの国民健康保険高齢受給者証（高齢受給者証）は、毎年8月に更新されます。新しい高齢受給者証が交付されましたら、記載内容を確認していただき、8月1日からは、新しい高齢受給者証を国民健康保険被保険者証（保険証）と一緒に医療機関窓口へ提示してください。

◇交付方法〔負担割合が変わるか変わらないかで交付方法が違います〕

変 わ る 場 合	案内通知が郵送されます。役場窓口で受給者証の交換を行いますので、古い受給者証をお持ちの上役場窓口までお越し下さい。
変わらない場合	7月末までに新しい受給者証が郵送されます。内容をご確認の上8月よりご使用下さい。

◇負担割合の基準は？

負担割合は、平成22年の所得で判定され、一般、及び、低所得者の方は2割（※平成24年3月31日までは1割に据置）、現役並所得者は3割になります。ただし、現役並所得者の方でも必要要件を満たした場合には一般の区分と同様となります。（※申請が必要です）

○限度額認定証または限度額認定・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

現在お持ちの限度額認定証、限度額認定・標準負担額減額認定証の有効期限は、平成23年7月31日となっております。引き続き限度額認定証等の交付を受けたい場合には、8月中に、役場住民課にて申請の手続きを行ってください。

◇手続に必要なもの

保険証・印鑑

◇限度額認定証、限度額認定・標準負担額減額認定証とは？

入院時に医療機関に提示することで、病院窓口で支払う自己負担額等（保険適用分）が限度額までとなる証明書で、高額療養費の申請が省略できます。また、標準負担額減額認定証は、住民税非課税世帯の方が入院された場合に食事の負担額が減額されます。

入院の予定があり交付申請をされる場合には、保険証と印鑑を持って役場住民課で手続きしてください。

※限度額、標準負担額の区分については、平成22年の所得により判定されます。所得の申告がないと高額療養費の所得区分判定や国保税の軽減等に影響いたしますので、必ず申告をしていただきますようお願いいたします。なお、所得税か町民税の申告をしている方、会社から給与支払報告書が提出されている方などは申告の必要はありません。

お問合せ 保険の資格・給付に関すること 住民課 国保年金係 ☎66-3405
保険税の賦課・徴収に関すること 税務課 国保税係 ☎66-3404